

令和 8 年 6 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (25201)	
地域名 (地域内農業集落名)	和邇北浜地区 (和邇北浜)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月29日 (第3回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

和邇北浜地域においては、高齢化や後継者不足が進んでおり、現在の農地所有者の半数以上は規模縮小（売却や離農を含む）意向を示している。
山間地の農地を中心に耕作放棄地が増加し、今後、更なる増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主に水稻を主要作物とし、一部で麦や野菜の生産に取り組んでいる農地もあるが、今後も水稻を主要作物として取り組む。
- ・圃場整備田では、主に自作と地権者が地区内の個人に貸し出すことで農地を活用しているが、今後は、認定農業者を活用し、担い手を確保しながら効率的に耕作ができるよう環境整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作面積が多い担い手を中心に、集積・集約化を検討、効率的な耕作ができるよう関係者との調整を、農地中間管理機構を通じ進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の農地の集約化を目指し、原則、農地所有者は所有農地を農地中間管理機構に貸し付けを行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じ、用水路等の整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の事情により耕作が不能になった場合に備え、多様な経営体の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、防除作業等の委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。